

事業所内保育所ぱすてる 運営規程

（事業所の概要）

第1条 社会福祉法人煌徳会が設置するこの事業所内保育事業の概要は、次のとおりとする。

- （１）名 称 事業所内保育所ぱすてる
- （２）所在地 千葉市稲毛区稲毛町 5-87-1

（事業所の目的及び運営の方針）

第2条 事業所内保育所ぱすてる（以下、「当事業所」という。）は、次に掲げる保育方針及び保育目標に基づき保育を提供する。

（１）保育方針

- ・子どもの思いや気づきに共感し、自分でやろうとする気持ちを育む
- ・一人ひとりの個性、発達段階を的確にとらえ関わる
- ・身近な大人や友だちとの関わりを通して社会性を育てる
- ・子どもたちと保護者、保育従事者が一緒に成長していけるよう、共に育つ『共育』を実践し、豊かな地域社会の発展に貢献します。
- ・保護者と連携し、子どもの成長を共に支え見守る

（２）保育目標

- ・心身ともに健康な子ども
- ・自分の気持ちを表現できる子ども
- ・他人の気持ちを考えられる子ども
- ・人と関わる楽しさを感じられる子ども
- ・礼儀の正しい子ども
- ・意欲のある子ども
- ・食べ物に感謝する心を持つ子ども

2 当事業所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第47号。以下、「認可基準」という。）及び千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例48号。以下、「運営基準」という。）、その他関係法令を遵守して運営する。

（提供する保育等の内容）

第3条 当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、乳幼児の発達に必要な保育を提供するとともに、次に掲げるその他の便宜の提供を行う。

- (1) 食事の提供
- (2) 延長保育事業
- (3) 一時預かり事業
- (4) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に掲げる職種ごとに、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所する児童数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに、非常勤職員については常勤換算後の員数とする。

- (1) 管理者 1人(常勤専従)
- (2) 保育士は認可基準第47条第2項(以下、配置基準という。)に応じた数以上の数を配置する。
- (3) 嘱託医 1人
- (4) 嘱託歯科医 1人

2 職員の職務は、認可基準、職員服務関連規程、その他関係法令の定めるところによる。

(保育を提供する日)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第6条 保育を提供する時間は次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時から午後6時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、土曜日を除き、午後6時から午後7時までの範囲内で、延長保育を提供する。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前9時から午後5時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後7時(土曜日は午後6時)までの範囲内で、延長保育を提供する。

(保育料等)

第7条 保護者は、運営基準第43条第1項の規定により、居住する市町村（特別区を含む。以下、「居住市町村」という。）が定める額の基本保育料を、当事業所へ支払うこととする。

ただし、保護者が本法人の雇用する労働者等である場合、基本保育料から別途定める法人負担分を控除した額を支払うこととする。

2 前項に定めるところのほか、保護者は、延長保育料及び一時預かりに係る使用料を当事業所に支払うこととする。

3 前2項に定めるところのほか、当事業所は、運営基準第43条第4項により、当事業所を利用するにあたり通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるものについて、別表1に掲げる金額を徴収する。

（児童の区分ごとの利用定員）

第8条 当事業所の利用定員は12人とし、児童の区分ごとに次に掲げるとおりとする。

- （1）保育時間の認定を受けた満1歳以上満3歳未満の児童 10人
- （2）保育時間の認定を受けた満1歳未満の児童 2人
- （3）（1）のうち労働者等の監護する満1歳以上満3歳未満の児童 2人
- （4）（2）のうち労働者等の監護する満1歳未満の児童 1人

（利用の開始に関する事項等）

第9条 当事業所は、居住市町村が行った利用調整により当事業所の利用が決定された際には、保育の提供を開始する。

2 当事業所は、前項の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面を交付し、その内容を説明し同意を得ることとする。

3 保育時間の認定を受けた児童の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、運営基準第40条により、できる限り協力する。

（利用の終了に関する事項）

第10条 当事業所は、次に掲げる場合には保育の提供を終了するものとする。

- （1）満3歳に到達したとき。ただし、満3歳に到達した日の属する年度の3月31日までのほか、特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- （2）子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。
- （3）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（連携施設）

第11条 当事業所は、保育を適切に実施し、かつ継続的に提供できるように、次に掲げる

事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保するものとする。

（１）集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援。

（緊急時における対応方法及び非常災害対策）

第１２条 当事業所は、運営基準第５０条において準用する運営基準第１８条及び第３２条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他関係機関との連携を図る。

２ 当事業所は、認可基準第７条の規定により、非常災害に係る対策を講じることとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１３条 当事業所は、利用児童に対する虐待を防止するため、保育士等に対する研修を定期的に行うとともに、その他必要な措置を講ずる。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

【別表 1】

当事業所の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり利用者から実費相当額を徴収する。

費目	実費徴収額
帽子	1, 0 2 0 円
日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金	2 1 0 円
行事の際の交通費等	実費の範囲内で園長が定める額